

令和3年3月25日

川西市議会議長

平岡 譲 様

特別会計・公営企業会計予算審査特別委員長

斯波 康 晴

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

特別会計・公営企業会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和3年3月12、15日)

1. 議案第25号 令和3年度川西市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度予算の概要	
予算規模	
令和3年度	149億3033万1000円
令和2年度	151億7234万5000円
差し引き	-2億4201万4000円 (-1.6%)
質疑の概要	
歳入	
問	国民健康保険税については、被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の影響による減収が見込まれる一方、医療費給付費分現年課税分にかかる収納率については、前年度と同率の94.0%と見込んでいることから、収納率設定に係る考え方を滞納繰越分もあわせて伺いたい。
答	新年度における現年課税分に係る収納率については、例年、前年度の決算見込みを基に率を設定している。令和2年度決算見込みは、概ね元年度と同率とみており、3年度はコロナの影響が未だ不透明な部分もあることを考慮し、収納率を高く設定するのではなく、2年度と同率と見込んだところである。 また、滞納繰越分については、2年度予算において収納率を低く設定したものの、担当職員の努力により収納率の減少を抑えることができ、決算見込みが元年度決算と同程度となる見込みであることから、3年度の収納率については2年度より1.2ポイント増の17.9%に設定したものである。
問	議案質疑資料には、保険税の税額別滞納状況が示されており、1世帯当たり課税額が5万円以上から25万円未満の階層の世帯で納付率が60%台と、他の階層と比較して低調であることから、この要因に加え新年度の見通しについて伺いたい。
答	当該階層の世帯については、40歳以上の年齢層で、子どもの養育費に費用がかさむ世帯が多くを占めているといった背景から、納付率が低調な状況が続いているものと考えており、滞納が累積することによって、その解消が困難とならないよう繰り返し納税の呼びかけに努めているところである。 新年度においても、コロナの影響が未だ不透明な状況であることから、引き続き

き丁寧な呼びかけを行うとともに各世帯の状況を伺い、少しでも早く滞納が解消されるよう努めていきたいと考えている。

問 県補助金の特別交付金で保険者努力支援分が計上されているが、過去の普通調整交付金の申請誤りにより国から交付を受けることができなかった部分の補填に係る財源確保策の一つとして、2年度から4年度にかけて同交付金を補填する考えが示されていたが、新年度の予算計上にあたっての考え方を伺いたい。

答 普通調整交付金の申請誤りに係る損失額については、職員の人件費の削減と保険者努力支援制度をもって補填することとしている。このうち保険者努力支援分については、従前より交付金確保に向けて検討しているものの、コロナ禍の影響を受け、実施が困難な状況が生じるなど、現時点では取り組みが確定していないことから、新年度の当初予算に計上しているものはない。当該支援制度に係る取り組み状況については、方向性やめどがついた段階で説明や会計上の処理を行っていききたいと考えている。

歳出

問 収納管理事業において、役務費が前年度当初予算と比べ314万7000円増の788万8000円が計上されているが、これは普通徴収の納期を9期から10期に増やそうとすることが影響しているのか。

答 新年度においては、保険税の普通徴収に係る納期が1期増えたことにより催促状の発送や口座振替の回数がそれぞれ増えたことに伴う経費に加え、従来、コンビニ収納に係る手数料については、収納環境の整備や徴収率の向上を目的として導入したため、徴収対策事業に予算を計上していたものの、導入から約10年が経過し、一般的な事務になってきたことから、収納管理事業に組み替えたため増額となったものである。

問 特定健康診査・特定保健指導事業において、委託料7691万4000円に出張特定健診2回分の経費が計上されているが、出張特定健診については、2年度より3回分の実施回数にかかる経費を予算計上していたにもかかわらず、新年度予算において1回減らして予算計上をされている理由について伺いたい。

答 2年度の出張特定健診においては、受診者数が伸びていないものの、3回のうち1回の健診時に乳がん検診も同時に開催したところ好評を博している。このため、新年度においては、実施回数は減らすものの、2回のうち1回の健診時に乳がん検診だけでなく、他のがん検診についても特定健診時と同時に受診いただけるよう

実施していきたいと考えている。

問 保健事業において、特定健診等受診率の向上に向けた新たな取り組みとして、イベント型特定保健指導を実施予定とのことであるが、具体的な取り組み内容について伺いたい。

答 新年度、新たに実施予定であるイベント型特定保健指導については、特定保健指導未受診者を対象として、体組成や血管年齢測定などを実施することで、気軽に自身の健康について考えていただく機会を設け、病気の早期発見を目的に実施するものである。

実施方法については、会場は未定ではあるものの、約400名の対象者に案内文書等を送付し、30名程度の参加を見込んでいるところである。

問 保険者1人当たりの保険給付費については、近年、増加傾向が続いていたものの、2年度は全国的にコロナの影響から被保険者の受診控えが顕著であったため減少しているものと考えるが、新年度における1人当たりの給付費の見込みや医療費適正化に係る市の取り組みについて伺いたい。

答 保険者1人当たり保険給付費については、例年3%程度の伸びを示していたが、2年度は、3月から9月の実績からみて、コロナ禍により約4%減少している状況にあり、令和3年度についても2年度と同等もしくは微減と見込んでいる。

このような中で、医療費適正化の取り組みとしては、保険給付費の抑制を目的に、ジェネリック医薬品の利用促進を図るなど、引き続き対応を図っていきたいと考えている。

特記事項

議案質疑資料あり(国庫支出金の一般財源化の状況と影響及び国と県の負担割合の変更額について ほか)

審査結果

原案可決(全員賛成)

2. 議案第26号 令和3年度川西市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度予算の概要

予算規模

令和3年度	35億1066万円
令和2年度	34億2094万1000円
差し引き	8971万9000円 (+2.6%)

質疑の概要

歳入

問 後期高齢者医療保険料における普通徴収保険料現年度分の収納率については、前年度より0.1ポイント増となっており、これは新年度からコンビニ収納やスマートフォンによるバーコード決済の導入に起因されるものと考えられ、議案質疑資料でも、コンビニ収納の利用想定件数が7200件と示されていることから、この件数の算定根拠について伺いたい。また、対象者への周知方法についてもあわせて伺いたい。

答 コンビニ収納の利用件数の見込み方については、普通徴収等の被保険者数の実績を基にコンビニ収納を利用される可能性のある人数を算出し、近年コンビニ収納を導入された市町村における利用率を乗じて利用想定人数を積算したものである。

また、コンビニ収納やスマートフォンによるバーコード決済の導入に当たり、広報誌やホームページへの掲載はもとより、催促状や催告書の封筒にも案内を示すことで、対象者に繰り返し周知を図っていきたいと考えている。

問 保険料のコンビニ収納については国民健康保険事業においては既に数年前から導入されていると認識するが、本事業においてこれまで導入してこなかった理由について伺いたい。

答 コンビニ収納の導入については、被保険者の後期高齢者医療保険料の納付方法がおおむね年金からの天引きであることや、被保険者が75歳以上で比較的昼間に銀行や郵便局で納付しやすいといった状況から利用人数が少ないと予想していたほか、以前までのシステムでは導入に多額の改修費用を要すると見込まれていたことから、積極的に検討してこなかった経緯がある。しかし、令和元年度に導入した新たなシステムにより、少額の費用でコンビニ収納を利用することが可能となったため、今回導入に踏み切ったものである。

歳出

問 一般管理事業においては、前年度当初予算と比較すると委託料を32万9000円増額し、需用費を51万4000円減額して計上されているが、この理由について伺いたい。

答 昨年度までは、納付書封筒や保険料決定通知書等の印刷を需用費の印刷製本費に、封入封緘業務については委託料にそれぞれ計上していた。しかしながら、封入封緘作業に係る委託業者が見つからず職員で対応せざるを得ない事態が起こった

ことから、2年度は予算を配当替えして印刷と封入封緘業務を一括して行える業者に委託したところである。3年度においても、同様の方法で業務を行うため、予算を組み替えて一括で委託料に計上した結果、本年度当初予算においては需用費を減額した一方で、委託料が増額となっている。

問 令和3年度においては保険料の改定はなかったものの、平成29年から段階的に見直しされてきた低所得者の均等割軽減特例措置が通年で本則の7割軽減の適用となり、これに伴う影響人数が令和3年1月末時点の想定で3900人、1500万円の負担増が見込まれるほか、令和4年度からは医療費の窓口での2割負担に向けた動きも見受けられる。このように被保険者負担が増大していく傾向にあることから、兵庫県後期高齢者医療広域連合としての国に対する意見具申等の状況等について伺いたい。

答 軽減特例措置については、制度の安定化を図る観点から、恒久的な制度として財源を全額国庫負担とするよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて以前より国に対して要望してきたところであるが、負担の公平性及び制度の持続性を高めるといった観点から、国が順次見直しを進めている。新たな単独の財源を持たない広域連合としても軽減特例措置を元に戻して継続していくのは困難であるという立場である。

また、医療費の2割負担については、高齢者が必要な医療サービスを受ける機会の確保という観点や、昨年から続くコロナ禍により市民生活に様々な影響が生じている状況に鑑み、広域連合としては慎重かつ十分な議論を重ねるよう国に対して要望を行ってきたところである。しかし、国においては2割負担の法案が閣議決定され、現在国会において審議されている状況にあり、今後とも、国の動きについては注視していきたいというのが広域連合の立場である。

特記事項

議案質疑資料あり（対象人数について ほか）

審査結果

原案可決（全員賛成）

3. 議案第27号 令和3年度川西市介護保険事業特別会計予算

令和3年度予算の概要

予算規模

令和3年度 140億5434万7000円

令和2年度 136億2193万1000円

差し引き 4億3241万6000円 (+3.2%)

質疑の概要

歳入

問 介護保険料における第1号被保険者保険料の現年度分として26億9917万2000円を計上している点をとらえ、第8期介護保険事業計画で予定されている保険料改定に伴う影響額と、消費税増税に係る低所得者に対する保険料軽減措置が実施されていた部分について、保険料改定後の取り扱いを伺いたい。

答 今回予定している保険料改定に伴う影響額は3億817万1000円を見込んでいる。また、保険料軽減措置については、これまでどおり第1段階から第3段階までの軽減措置を実施する予定で1億5000万円程度の影響を見込んでいる。

問 本年度6億6794万3000円が計上されている国庫補助金の調整交付金は、市町村間の保険料基準額の格差を是正するために国から交付されているが、補助率の考え方と今後の見通しについて伺いたい。

答 この交付金は総給付額の5%を基準として、第1号被保険者に占める75歳以上人口の割合や所得段階別の被保険者割合に応じて補助率が決定されるもので、本市においては、従前は基準値を下回る状況であったが、後期高齢者数の増加や所得水準の低下により、令和3年度は5.26%と見込んでいるところである。

今後については、第8期介護保険事業計画において、令和4年度で5.43%、令和5年度で5.6%と見込んでおり、逡増傾向を示すものと考えている。

問 令和2年度に創設された介護保険者努力支援交付金について、令和3年度予算では国庫補助金で2290万6000円が計上されているが、その詳細について伺いたい。

答 当該交付金については、自治体の財政的インセンティブとして、国が定める基準に基づく指標を用いて、保険者の様々な取り組みに関する評価に応じて配分されるもので、今回計上しているのは、令和2年度に実施した高齢者の自立支援や重度化防止のほか、介護保険運営の安定化やPDCAサイクルに沿った運営といった面の評価について交付されるものである。

歳出

問 介護認定審査会費の認定調査事業において、報酬で1841万2000円が計上されている点について、会計年度任用職員が1名増となっているが、委託では

なく、市の認定調査員を増員することとなった理由を伺いたい。

答 認定調査は、市が雇用する認定調査員と委託先の居宅介護支援事業所等によって実施している。現在、全体の3割程度を市の調査員で行っているが、事業所等においては、本来のケアマネジメント業務があるため、委託先としての確保が難しい状況となっている。その一方で、認定調査の件数は年々増加傾向にあるため、市の調査体制を強化することで、市民が迅速に介護サービスを利用できる体制を整えていきたいと考えている。

問 コロナによる自粛期間が長引くことで、転倒などによる救急搬送により要介護認定者の増加や要介護度が高くなることが考えられるが、令和3年度予算における保険給付費について、それらの影響が見込まれているのか伺いたい。

答 介護給付費の見込みについては、第8期介護保険事業計画に定めた見込み量に基づき予算計上しているところである。ただし、介護予防サービスにおいて、利用自粛等により減額の見込みとするなど、一部で影響を見込んでいる部分もあるが、全体としては、これまでの給付費の傾向や今後の人口推計に基づいて算出している。

問 包括的支援事業において、地域における住民主体の取り組みを推進する上で重要な役割を担う第2層生活支援コーディネーターを1名増員する方針を示されているが、具体的な内容について伺いたい。

答 生活支援コーディネーターについては、社会福祉協議会の地区担当職員の業務内容と密接に関連することから、地区担当職員を含めた4名体制で7つの日常生活圏域を担当していただくこととしている。

問 同事業において、認知症地域支援推進員業務委託料として3534万3000円を計上している点をとらえ、推進員に関する地域での認知の状況や3年度における新たな取り組みについて伺いたい。

答 認知症地域支援推進員は、地域ケア会議等を通じて、一定、地域に周知できているものと考えているが、今後とも、積極的に果たすべき役割等について理解を得ていきたい。

新年度では、第8期介護保険事業計画において、チームオレンジの立ち上げを施策として掲げており、認知症への理解をより深めていただくべく新たな仕組みを構築していくこととしている。このチームオレンジの立ち上げに際して、各日常生活圏域におけるコーディネートの中心を担うのが認知症地域支援推進員と考

えており、認知症サポーターやキャラバンメイト等と対話を重ね、地域に応じたチームオレンジを構築していきたい。

問 当初予算の概要において、介護度に関する指標の改善がみられたサービス事業者などに報奨等を付与する制度を創設するとあるが、令和3年度の計上費用と取り組み内容について伺いたい。

答 介護度の改善に関するインセンティブ制度については、令和4年度からの開始を目指している。令和3年度では、介護保険運営協議会の中に専門部会を設け、その評価指標に関して専門的な知見から検討を進めていく予定としており、専門部会の委員報酬を運営協議会運営事業に計上している。

特記事項

議案質疑資料あり（保険料区分の対象者数と負担額について及び利用料1割負担の人数、利用料2割負担の人数、3割負担の人数について ほか）

審査結果

原案可決（賛成多数）

4. 議案第28号 令和3年度川西市用地先行取得事業特別会計予算

令和3年度予算の概要

予算規模

令和3年度	9億5120万5000円
令和2年度	7億5812万7000円
差し引き	1億9307万8000円（+25.5%）

質疑の概要

歳入

問 財産売払収入において、豊川橋山手線・市道3号及び見野線整備用地の一般会計への売却収入として2億2644万6000円を計上されているが、これらの土地の面積と単価について伺いたい。

答 豊川橋山手線の整備用地面積は70.83平方メートルで、単価は約15万円、市道3号については120.24平方メートルで約20万円、見野線については171.63平方メートルで約8万5000円である。

歳出

問 議案質疑資料に示す、土地開発公社用地取得による公社健全策及び地方債の返済計画について、今後の見通しについて伺いたい。

答 従来から、公社健全策を図るとともに、市の事業に有効活用すべく土地の買戻しを行っており、公社側の土地保有額は令和2年度末で21億7100万円まで減らしてきたところである。現在、有効活用が難しい土地が残っているという状況ではあるが、活用策を見出しながら、引き続き公社が保有する土地の圧縮に努めていきたい。

また、市債の償還額については、中期財政運営プランにも盛り込んでおり、予定どおり返済していく考えである。

第2表 地方債

なし

特記事項

議案質疑資料あり（土地開発公社用地取得による公社健全策の推移と見通しについてほか）

審査結果

原案可決（全員賛成）

5. 議案第29号 令和3年度川西市中央北地区土地区画整理事業特別会計予算

令和3年度予算の概要

予算規模

令和3年度	12億7162万8000円
令和2年度	11億1220万5000円
差し引き	1億5942万3000円（+14.3%）

質疑の概要

全体を通して

問 令和3年度の組織改編に伴い、これまでキセラ川西推進課が担っていた中央北地区土地区画整理事業がさまざまな部署に引き継がれると考えるが、事業を主に担う部署はどこになるのか伺いたい。

答 キセラ川西整備事業のうち、清算金の徴収などの土地区画整理法に基づく業務については都市政策課、それ以外のまちづくりや事業誌の作成などを含むソフト面については、公園緑地課が主に担っていく予定である。

歳入

問 雑入で清算金として67万2000円が計上されている点について、議案質疑資料によると事業完了年度が令和4年度となっているが、清算金の分割納付の取

り扱いと事業完了年度の考え方について伺いたい。

答 清算金の分割納付については、対象者が3名で7年度までの5年間の分割納付を求められている。予定どおりの年度まで分割納付された場合は、事業期間も7年度までとする必要があると考えている。

歳出

問 一般管理事業において、令和3年度より新たに負担金、補助及び交付金として180万円が計上されていることから、その詳細と算定根拠について伺いたい。

答 当該補助金は、土壤汚染対策法に基づく届出資料作成に対する補助金であり、令和2年度は公共施設整備事業で計上していたが、令和3年度において当特別会計の事業整理を行ったことにより、一般管理事業へ移行したものである。

具体的には、土地所有者が土地利用をする際において、その土地が土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されている場合、必要となる届出に係る費用を補助するもので、令和3年度においては、前年度に2カ所の土地利用相談があったため、1カ所90万円として計上しているものである。

問 キセラ川西まちづくり事業のPFI事業委託料において、まちづくりコーディネート支援業務費として839万6000円が計上されているが、市民団体の育成状況と新年度における取り組み内容について伺いたい。

答 これまで設計段階から積極的な市民参加で事業を進めてきており、その中で、「この指トマレプロジェクト」といった、将来自分たちで維持管理をしていくことを視野に入れた市民によるグループが立ち上がっている。まだ実際に運用していく段階ではないが、現在、PFI事業者や市職員が寄り添い、組織形成に向けて議論を重ねているところである。

第2表 地方債

なし

特記事項

議案質疑資料あり（事業終了にむけた取組みスケジュールの詳細と件数について ほか）

審査結果

原案可決（全員賛成）

令和3年度予算の概要

給水世帯数 7万310世帯

年間配水量 1541万8179m³

収益的収入 35億4650万5000円 収益的支出 32億9899万1000円

資本的収入 4億2177万4000円 資本的支出 10億1120万4000円

質疑の概要

問 上下水道局では令和元年度から新水道ビジョンを推進し、鋭意取り組んでいるところであるが、同ビジョンでは令和5年度以降は収支均衡を保てない可能性が示唆されている。しかし、令和2年度は県営水道の受水単価の4年に1度の見直しがあったほか、コロナ禍に伴う水需要の変化と生活困窮者に対する減免など、これらビジョン策定時にはなかった要素が生じていることから、これが今後の財政状況と料金改定にどのように影響するのか、市の見通しを伺いたい。

答 新ビジョンは令和元年度から10年度を計画期間としているが、水道事業経営の根幹に係る財政収支については、3～5年程度で見直すよう国から求められていることから、令和3年度は経営審議会を立ち上げて、ビジョンで示した財政計画の見直しを検討していただく予定である。その検討の過程では、人口推計や県営水道からの受水単価・委託水単価の動向等を加味し、さらに料金体系の検討も視野に入れながら、今後10年間の計画を検討していく考えである。

なお、本市の年間総配水量の約60%を占める県営水道からの受水単価は水道事業経営に大きな影響を及ぼすものであり、当該単価が6円引き下げとなったことにより年間約5500万円の効果が見込まれることから、令和5年度以降と見込んでいた単年度赤字は若干延伸するものと期待している。

問 年間有収率を前年度比0.5ポイント減の96.0%で見込んでいる点に関して、有収率は現状より高水準を目指すべき性質の指標であると認識しているが、令和3年度において減少させているのはなぜか。

答 過去5年間の平均値で見ると、漏水を主因とする無収水量は減少傾向にあり、これに比例して有収率は上昇傾向にある。

しかしながら、有収率は、漏水の状況が大きく影響しており、近年の動向をみると、微量漏水は発見が非常に困難であり、一定の漏水量が発生した時点にならないと発見できないといった、一定の漏水サイクルがあることから、3年度については、前年度より減の有収率としている。

問 配付資料によると、3年度の年間有収水量については、コロナ感染予防に伴う手洗

い励行等により、令和2年度当初予算に比して18万5883立方メートル増の1480万1452立方メートルと見込んでいるが、今年度の決算見込み1494万6249立方メートルよりは少ない状況となっている。これは、感染予防対策や巣ごもりといったコロナ関連需要が一定の落ち着きを見せてきていると判断してのことか。

答 水量については、近年、給水人口の減少傾向に伴い、水量・収益ともに減少傾向を示していたが、令和2年度はコロナの感染拡大に伴い、一般家庭での需要は大幅に伸びる一方で、それ以外は減少という異例の結果となった。

したがって、例年であれば直近3年間の使用量や給水世帯の伸び率等を勘案して予算を編成するが、今回は、令和2年度におけるコロナによる使用水量の増減を考慮して年間有収水量を見込んだものである。

問 収益的支出、水道事業費用、営業費用において、受水費として12億2175万8000円が計上されている点をとらえ、県営水道からの受水単価は、令和2年度から単価が引き下げられたものの、依然として支出に占める割合が大きいことから、受水費の積算根拠について伺いたい。

答 受水費の積算は、単に使用水量と単価で積算しているものではない。県営水道においては、受水費の積算にあたり、基本料金割と使用料金割の2本立てとしており、基本料金割は、県営水道の施設にかかる減価償却費等から固定費を見込んだ額に責任水量をかけて算出している。また使用料金割は、単価に年間使用水量をかけ合わせており、基本料金割と使用料金割を合計したものに消費税を加えた必要経費を計上しているものである。

問 収益的支出、水道事業費用、営業費用において計上されている施設見学会ムービー作成業務委託料50万8000円について、委託内容などの詳細を伺いたい。

答 上下水道局では、平成27年度から久代浄水場の施設見学を実施しており、蛇口をひねれば当たり前に出てくる水がどうやって作られているのか、水道水が作られる過程を現場で見ただけで理解を深めていただくといった取り組みを行っている。

しかし、2年度では、コロナにより施設見学を実施できなかったことから、これを契機として今後のあり方を検討した結果、新年度からはインターネットでの動画配信に取り組むこととしたものである。

なお、例年、施設見学は学校の夏休みに実施しているため、その時期に撮影して配信できるよう検討している。

問 令和3年度の改良工事では、けやき坂配水区の配水池等耐震化事業として2億8000万円を計上している点をとらえ、当該事業は、令和2年度から4カ年の工事期間として、けやき坂配水区域の耐震化工事に伴い統廃合を実施する事業であるとのことであるが、その詳細を伺いたい。

答 この事業は、けやき坂・清和台配水区域水道基幹施設再構築耐震化事業として令和2年度から着手しており、令和5年度末の完成を目指している。

その主な内容は、けやき坂高区、中高区、中低区、低区の4配水場にある8池の配水池のうち、けやき坂中高区及び低区の4配水池を廃止し、けやき坂高区配水場、中低区配水場の配水池4池を更新築造するものである。これは、さきを実施した耐震診断において地震発生時における耐震性能不足を指摘されていることから、耐震化を図る目的として実施しているものである。

また、本事業の計画に当たっては工期の縮減、工事経費の削減、将来の維持管理経費の軽減を考慮し、4配水場を2つの配水場に整理・統合するとともに、総有効容量を5400立方メートルから2100立方メートルに見直し、より効率的な水運用を目指すものである。

特記事項

議案質疑資料あり（鉛管の交換予定の詳細及び延長、改善割合について ほか）

審査結果

原案可決（全員賛成）

7. 議案第31号 令和3年度川西市下水道事業会計予算

令和3年度予算の概要

水洗化人口 15万3558人

年間有収水量 1485万1872m³

収益的収入 38億8433万7000円 収益的支出 32億1697万5000円

資本的収入 11億4342万3000円 資本的支出 28億 753万6000円

質疑の概要

問 議案質疑資料によると、令和元年度末の供用開始区域内の未水洗化家屋が468戸と示されているが、昨年と同資料では平成30年度末で457戸となっていたことから、この1年間で増加した理由は何か伺いたい。

また、同じく資料では「水洗化の促進を推進する」との記載があるが、敢えて水洗化しない各戸の個別の事情や、市としての費用対効果を勘案すると、100%を目指す必要性については疑義があると考えことから、市の考え方を伺いたい。

答 資料で示しているのは、供用開始区域内の未水洗化家屋であり、公共下水道工事の

進捗により供用開始区域が拡大されることから、一時的に未水洗化家屋が増加することもあると認識している。

具体的には、令和元年度中における公共下水道の整備により供用開始区域が拡大され、66戸の水洗化が可能となっている。そのうち55戸が水洗化された結果、残る11戸が未水洗化家屋となったため、2年度末で468戸となったものである。

答 既に供用開始している区域への水洗化促進は継続的に取り組まなければならないが、公共下水道が未整備で、なおかつ投資効果が低い場所については、将来的に計画区域の見直しも視野に入れなければならないと考えている。

本市の下水道事業は大阪湾流域別下水道総合整備計画に基づき推進しており、この計画期間が令和7年度末までであることから、これにタイミングを合わせ、当事者へ丁寧に説明を行いながら、計画変更の手続きを行っていきたい。

問 令和2年度からの新下水道ビジョンでは、ストックマネジメント計画を推進し、計画的な企業債残高縮減に取り組むこととしているが、令和3年度末未償還残高は約117億円と、依然として高水準の見込みとなっていることから、今後における方策について伺いたい。

答 下水道の普及促進については、国及び市一般会計からの補助金と企業債を財源として整備を進めており、本市では企業債の未償還残高が高い水準で推移していることは認識している。このため、企業債の償還方法について、元利償還方法から元金償還方法に変更することや、償還にかかる据え置き期間を設けないなど、償還方法を変更するほか、新ビジョンからは起債を事業費の40%以下に抑えるなどの取り組みを行っている。

問 雨水事業の設計業務委託料では、2000万円をもって浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図の作成を行うとのことであるが、内容等について伺いたい。

答 洪水被害は、一般的には台風等の大雨に伴う河川氾濫により発生するものであるが、その前段として起こるのが下水道管や水路等において雨水を排除できないことによる内水浸水である。これは、河川が氾濫する前に顕著となること、河川から離れていても起こること、発生後は短時間で河川氾濫が起こることが特徴であり、国からのハザードマップ作成要請と、ここ数年の全国における内水浸水被害に鑑み、本市においても浸水想定区域図の作成に着手することとしたものである。作成の際のシミュレーションでは、問題箇所の洗い出しを行い、再現性も確認した上で令和3年度中に浸水想定区域図を作成し、4年度には洪水ハザードマップとしてまとめる予定である。

なお、シミュレーションでの想定降雨量は、国・県管轄の河川に係る洪水ハザード

マップとレベル合わせをすべく、1000年に1回降るかもしれない「想定最大規模降雨」として、9時間380ミリにより検討する予定である。

問 本予算案では、内水浸水想定区域図の策定やカメラ設置によるスクリーンの監視など、近年課題が顕著となっている集中豪雨等への対応が盛り込まれているが、災害への備えは、地元住民の理解・協力や、庁内では特に土木部との連携が不可欠と考える。この点について、市の考え方を伺いたい。

答 庁内については、これまで場所によって上下水道局と土木部に所管が分かれていた水路を新年度からは局で一元化するが、連携はこれまでどおり必要に応じて行う考えである。地元住民には、例えば側溝等の詰まりにより冠水が生じた場合などは、事後とはなるものの、原因を究明した上でその都度情報提供し、掃除等について従来からご協力いただいている。

特記事項

議案質疑資料あり（下水道未整備戸数、面積について及び今後の見通しについて ほか）

審査結果

原案可決（全員賛成）

8. 議案第32号 令和3年度川西市病院事業会計予算

令和3年度予算の概要

収益的収入	25億5079万9000円	収益的支出	15億4807万1000円
資本的収入	72億6105万9000円	資本的支出	73億6916万5000円

質疑の概要

問 収益的支出、病院事業費用において、2億1300万円を計上している人材確保対策交付金に関して、当該支援金は市立川西病院から指定管理者の医療法人へ転籍した元市職員に対し、労働条件の激変緩和措置のために支出する経費であるものの、キセラ川西の新病院開設は令和4年9月であることから、移転後の人材確保のためにも、令和5年度以降も当該支援金を継続する考えはないか。

答 当該交付金の対象者は本年1月末で98名となっており、令和4年度末まで支給することとなっている。この人材確保対策交付金の終期については、職員との間で既に最終的な合意事項となっているため、今後交渉のテーブルには載らないものと理解している。

答 指定管理者制度導入までに条件面での協議は終了しているものと市としては認識しており、看護師等の人員配置について今後どのように対応するのかについては、指定管理者が自らの管理運営方針により決定するものと考えている。

問 同様に、病院事業費用に計上されている固定資産除却費 6 億 7 0 8 1 万 5 0 0 0 円に関して、これには看護師宿舎・医師住宅等の解体費用が含まれていることから、その内訳や解体スケジュールについて伺いたい。

答 固定資産除却費には、看護師宿舎や医師住宅の解体費用などで 5 億 5 1 4 6 万 7 0 0 0 円を計上しているほか、看護師宿舎に約 9 2 6 0 万円、医師住宅に約 2 2 7 0 万円など、残存している帳簿価額があるため、これらを合わせた固定資産除却損費 1 億 1 9 3 4 万 8 0 0 0 円を計上している。

解体については現在設計を進めているところであり、現在の予定では 6 月頃に開始の見込みとなっており、年度内には終了したいと考えている。

問 収益的支出、病院事業費用において、市立川西病院駐車場用地借上料として 2 6 4 万 5 0 0 0 円を計上している点をとらえ、議案質疑資料によると 1 6 台分ということだが、解体が始まると、合計で何台分の駐車場が使用できることとなるのか。

答 病院駐車場については、病院スタッフによる月極め利用等を含めて第 1～第 4 駐車場で 1 7 9 台分あるが、看護師宿舎等の解体工事が始まると第 3・第 4 駐車場が利用できなくなるため、4 4 台が駐車可能台数となる。これを補うため、近隣を実際に歩いて駐車場を探した結果 1 6 台を確保したもので、これにより合計 6 0 台となる。

これまでと比較すると十分な駐車可能台数とは言えないが、スタッフは今後必要に応じて自ら駐車場を確保するほか、市立川西病院より規模の大きい協立病院が 3 0 台で運用していることを考慮し、当面、新たな駐車場も活用して対応していきたい。

問 同じく議案質疑資料では、駐車場借上料を台数で割り戻すと 1 台当たり月額 1 万 5 0 2 8 円と示されており、川西病院周辺の相場ではやや高額に思えることから、借り上げ料に関する市の見解を伺いたい。併せて利用者の料金設定をどのようにする考えか。

答 新たな駐車場周辺の相場は 7 0 0 0 円と判断しているが、借り入れ予定地の現況は畑のような状態となっており、これを車が止められる状態とするため、砂利等を入れてロープで区画割をする最低限の整備費用も含めて 2 6 4 万 5 0 0 0 円を計上している。

また、利用料金については、病院から一定距離があり、第 1・第 2 駐車場に比べ利便性が劣るとともに、1 6 カ月程度の暫定利用であり、有料化のためゲート等を設置すると高額な経費を要するため、無料とする予定である。なお、駐車可能台数の減により、交通車両が混乱することも予想されるため、警備員により適切な対応をしてい

ただく考えである。

問 今回の駐車場の件については、先を急ぐあまり、事ここに至って丁寧さを欠いたのが残念でならない。4月からも現病院で診療を継続する限り、看護師宿舎等の解体工事や今井病院移転があるとしても駐車場確保が大前提であると考えているが、改めてこれに対する市の認識を問いたい。

答 病院の駐車場台数は1日平均外来患者数の3割程度が目安との説があるため、1日当たり300人として90台は確保したかったが、近隣で駐車場確保を模索した時点では、閉鎖した大型店舗の駐車場も病院前の民間立体駐車場も既に利用できない状態となっており、16台の確保で精一杯であった。

今回の今井病院移転案は、早期の駐車場閉鎖がネックであることは否めないが、それでも本案の採用は市として最善の選択であるとともに、南側駐車場を利用しなければ建設は現病院の解体後となり、北部の医療体制に空白期間が生じることは避けなければならなかったものである。

以上のことから、駐車場台数はやむを得ずこのままとなるが、年度が明けて4月以降は、患者に対する周知と、ご理解及びご協力をお願いしていきたい。

問 当初の北部診療所案であっても、ある程度駐車台数が減ることは予定されていたにもかかわらず、なぜあらかじめ手立てができなかったのか。

答 北部診療所は道路に面した第1・第2駐車場に整備予定であったため、駐車車両は第3・第4駐車場に127台を賄えると当時判断していたもので、今回の件は今井病院移転案の選択により生じたデメリットが浮き彫りとなったものである。

答 市として検討を重ね、具体的にアクションを起こしたにもかかわらず、結果として現時点では16台の駐車場確保が精一杯であるが、他の有効な手立てを模索すべく、今後も引き続き検討を続けることから、しばらく時間をいただきたい。

問 資本的収入に計上している県からの医療機関再編統合等支援事業補助金8億6912万9000円について、算定の考え方などについても伺いたい。

答 当該補助金は、新病院(市立総合医療センター)の建設にかかる補助金として、県から補助されるもので、建物整備については、1床当たり基準額536万5000円の2分の1が補助対象であり、これに病床数405を乗じた額の10億8641万2000円と、また高度急性期医療を実施するための医療機器購入費用に対する補助として1施設当たり2200万円の2分の1である1100万円、これらを合計した約11億円について、令和2年度からの3カ年にわたり分割して交付される予定であ

る。

問 資本的支出、建設改良費において、コンストラクション・マネジメント業務委託料として2760万円、並びに病院整備事業支援業務委託料として2376万円を計上している点について、業務内容等の詳細を伺いたい。

答 コンストラクション・マネジメント業務については、昨年10月までに新病院の実施設計を終え、躯体に係る具体的な部分がほぼ確定してきているため、現在は委託業者と施工業者、指定管理者、市によりさらに詳細について検討を進めているところである。

病院整備事業支援業務については、コンストラクション・マネジメント業務と一体的に推進しており、現在、新病院の運用面について市と指定管理者が検討を進めるにあたって支援していただいている。これに加えて、新年度では、新病院開設まであと1年半となっているため、移転に向けた具体的な検討についても支援を求めたいと考えている。

問 これら業務委託による検討は、所管課と指定管理者だけで行うのではなく、庁内の連携や病院現場の意見活用が不可欠と考えるが、この点についてどのように取り組んでいるのか。

答 病院の業務を具体的に進めるのは主に指定管理者であるが、課題解決に際しては、病院改革課、公共施設マネジメント課を中心に市全体で支援を行っているところであり、定期的に会合をもちながら指定管理者と市が連携して詳細を決定している。

また、病院の管理・運営には病院職員の意見活用が重要と認識していることから、新病院の運用を検討する過程では、部門ごとにワーキンググループを開催するなど、最大限現場の声を生かせるよう努めている。

問 令和3年度中の企業債償還については、元金2億7605万4000円、利息4170万円を計上しており、議案質疑資料ではその主な起債目的として新病院整備や医療機器等購入費が示されているが、病院経営には指定管理者制度を導入していることから、企業債償還に際しての負担のあり方について伺いたい。

答 指定管理者制度を開始した令和元年度以降に購入した医療機器や、新病院整備に係る費用については、元金・利息返済時に指定管理者が2分の1を負担することとなっている。なお、購入費や整備費用には消費税を含んでいるため、企業債も同額で起債している。

問 現病院では、看護師不足や入院患者数により指定管理者制度移行直後の令和元年5月1日から10対1の看護基準となっているが、これを新年度の新規採用により従前の7対1に回復する見通しがあるのか伺いたい。

答 新年度では、約20名の看護職員を採用する見込みであると指定管理者から報告を受けているものの、7対1看護体制への回復は、入院患者数の推移を考慮する必要があるため具体的な再開年月を示すことはできないが、指定管理者はもとより市としても1日も回復したいと考えている。

特記事項

議案質疑資料あり（借入金の返済計画について ほか）

審査結果

原案可決（賛成多数）